

令和2年11月11日

保護者 様

中学校区一貫教育校園 玉野市立宇野中学校

校長 福本 泰久

## インフルエンザ治癒証明書の取扱いの変更について

平素は、本校の教育推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

今年もインフルエンザの流行が心配される時期になりました。現在、インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、再登校にあたっては、医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することとしているところですが、このたび、インフルエンザの治癒証明書の取扱いを、次のとおり変更いたしますので、よろしく願いいたします。

記

### 1 インフルエンザの治癒証明書の取扱いについて

再登校するにあたり、医師が作成する治癒証明書を学校へ提出することは不要とします。その代替として、保護者が記入する「インフルエンザ罹患報告書」(別紙)を学校にご提出ください。

### 2 変更理由

インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担を考慮しました。

### 3 インフルエンザ罹患から再登校までの手順

医療機関でインフルエンザと診断されたら、学校にご連絡ください。

別紙「インフルエンザ罹患報告書」に記入をお願いします。記入例は裏面をご確認ください。「インフルエンザ罹患報告書」は宇野中ホームページからダウンロードも可能です。

インフルエンザの出席停止期間の基準を満たしたら、再登校が可能です。

### 4 その他の感染症の治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザ以外の感染症(学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症)の治癒証明書の取扱いは、今までどおりです。感染症にかかれた場合は学校へご連絡ください。